

## 第4章 施策の展開

### ●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり

#### ■施策1 地域コミュニティの再構築

新型コロナウイルス感染症の拡大により、分断された地域のつながりを再構築するため、地域住民の身近な交流の場となる「いきいきサロン」や「子ども食堂」等の居場所づくりや地域の支えあい活動等を支援し、地域住民や事業者、団体が立場や世代を超えて、お互いを認め合いながら、活動を行っていく地域づくりを進めます。

#### ■施策2 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の充実

民生委員・児童委員の活動内容の周知を図り、市民の理解や協力を促進させます。

また、個人情報に配慮しながら、地域の見守り活動や住民からの相談を専門機関へつなぐ活動を支援します。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	近所同士の挨拶や声かけといった視点でのつながり強化 若い世代への働きかけ、地域活動の継承など
市社協	各福祉団体の地域活動への支援など 地区社協、民生委員等の活動への支援など
市	市社協、民生委員児童委員協議会等への支援 「いきいきサロン」や「子ども食堂」等活動支援

---

---

## ●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり

### ■施策3 地域での見守り体制づくり

地域の特性を考慮し、地区自治振興会、地区社協、地縁団体や関係団体との連携を図りながら、地域での支えあい・助けあいや相互の見守りの仕組みづくりを進め、安全・安心な地域づくりをめざします。

災害などが発生した場合、高齢者や障がい者等の要配慮者が安全に避難できるよう、平常時から地域においての情報共有が重要であり、避難行動要支援者登録制度の周知を進めます。

また、自主防災組織、学校、地縁団体等地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。

防犯や消費者被害防止に対しても同様に、地域や関係団体との協働により、地域の見守りネットワークの推進や防犯意識の向上による防犯体制の整備を図ります。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	支援が必要な人の情報把握 日頃からの避難場所の確認など 自主防災活動の推進
市社協	地域との連携を密にした見守り 地区での防災訓練等の支援
市	避難行動要支援者制度の運用、福祉避難所の指定等 防犯や消費者被害の防止施策の推進など

## ●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり

### ■施策4 健康・生きがいづくり

市民の健康寿命の延伸を図り、生きがいを持って暮らすことができるよう市民の自発的な健康づくりの活動を支援します。

子育て・健康づくりの取組を関係機関などと連携して推進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

また、高齢者の在宅生活を総合的に支えていくために地域包括支援センター機能の強化を図っていくとともに、介護予防事業の推進やいきいきサロン活動などへの参加を促すことによって、地域でいきいきと自立した生活が送れるよう、環境づくりを進めます。

自殺対策については、自殺予防の普及・啓発や自殺対策を支える人材育成、関係機関・団体との連携強化等により、生きることの包括的な支援の推進を図ります。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	健康づくりへの取組など いきいきサロンへの参加、健康寿命延伸への意識醸成等
市社協	介護予防における相談支援など 民生委員・児童委員及び主任児童委員の見守り活動等の推進
市	地域包括支援センター機能の強化 介護予防事業の推進など 自殺対策の推進など

## ■施策5 地域で自立した生活への支援

市社協が中心となって、日頃から様々な世代が集まり、支えあえる場所づくりを支援することで、誰もが地域で相談でき、地域での支えあいにより課題の解決を図る体制づくりを進めます。

また、障がいや生活困窮者だけに留まらず、社会的孤立やひきこもり等、各分野で横断的に支援が必要な人や、制度の狭間において公的サービスが受けられない人に対して、地域の人材や制度、福祉サービス等を組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を地区に配置し、活動の推進に努めます。

高齢者や障がいのある人等が抱える買い物や通院等の生活上の課題解決を図るため、関係機関と連携し、生活課題の解決施策の検討を進めます。

鳴門市再犯防止推進計画を策定し、県や民間団体と連携して、犯罪をした人などが社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、計画の取組を推進していきます。

<u>中心となる取組主体</u>	<u>取組事項</u>
地域・住民	地域での支えあいなど 身近な相談機関への相談など
市社協	地域と相談機関との連携 CSWの活動推進 買い物や通院等の生活課題解決策の検討など
市	買い物や通院等の生活課題解決策の検討など 鳴門市再犯防止推進計画の周知 保護司、保護司会との連携

---

---

## 【鳴門市再犯防止推進計画】

### ■取組の方向性

平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律（法律第104号）」（以下、「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

徳島県においても令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「徳島県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画を踏まえて、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を支援することで、県民の誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

本市でも安全・安心して暮らせる地域社会を実現するため、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、この項目を「鳴門市再犯防止推進計画」として位置付け、再犯防止施策の推進に取り組めます。

### ■取組の内容

#### ○住民・地域の取組

- ・近所の人と困ったことを相談し合える関係を築きましょう。
- ・地域の中で課題を抱えた人が孤立しないよう、日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域活動の中で気軽に相談できる機会をつくりましょう。

#### ○市社協の取組

- ・自立への支援に向けた相談業務の充実や連携を図ります。

○市の取組

・防犯活動の推進

イベントなどが開催される際には、巡回による防犯パトロールを実施し、警察署や消防団、地区自治振興会等との連携に努めます。

・更生保護ボランティアの活動支援

地域における更生保護の活動拠点である鳴門板野地区更生保護サポートセンターと連携し、保護司や鳴門板野地区保護司会、鳴門地区更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体が行う活動などを支援します。

・関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした者などが地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（徳島保護観察所、徳島法務少年支援センター、コレワーク四国等）や保健医療・福祉関係機関、各種団体等との連携強化を図っていきます。

・再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした者などの立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や、「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動を通じて再犯防止に関する地域の理解を促進します。

■関係機関・団体

名称	所在地	電話番号
コレワーク四国 (高松矯正管区矯正就労支援情報センター)	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎地下1階	0120-29-5089
徳島法務少年支援センター	徳島市助任本町5-40	088-652-4115
徳島保護観察所	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階	088-622-4359
鳴門板野地区更生保護サポートセンター	徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊175-2	088-676-2820

## ●基本目標4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり

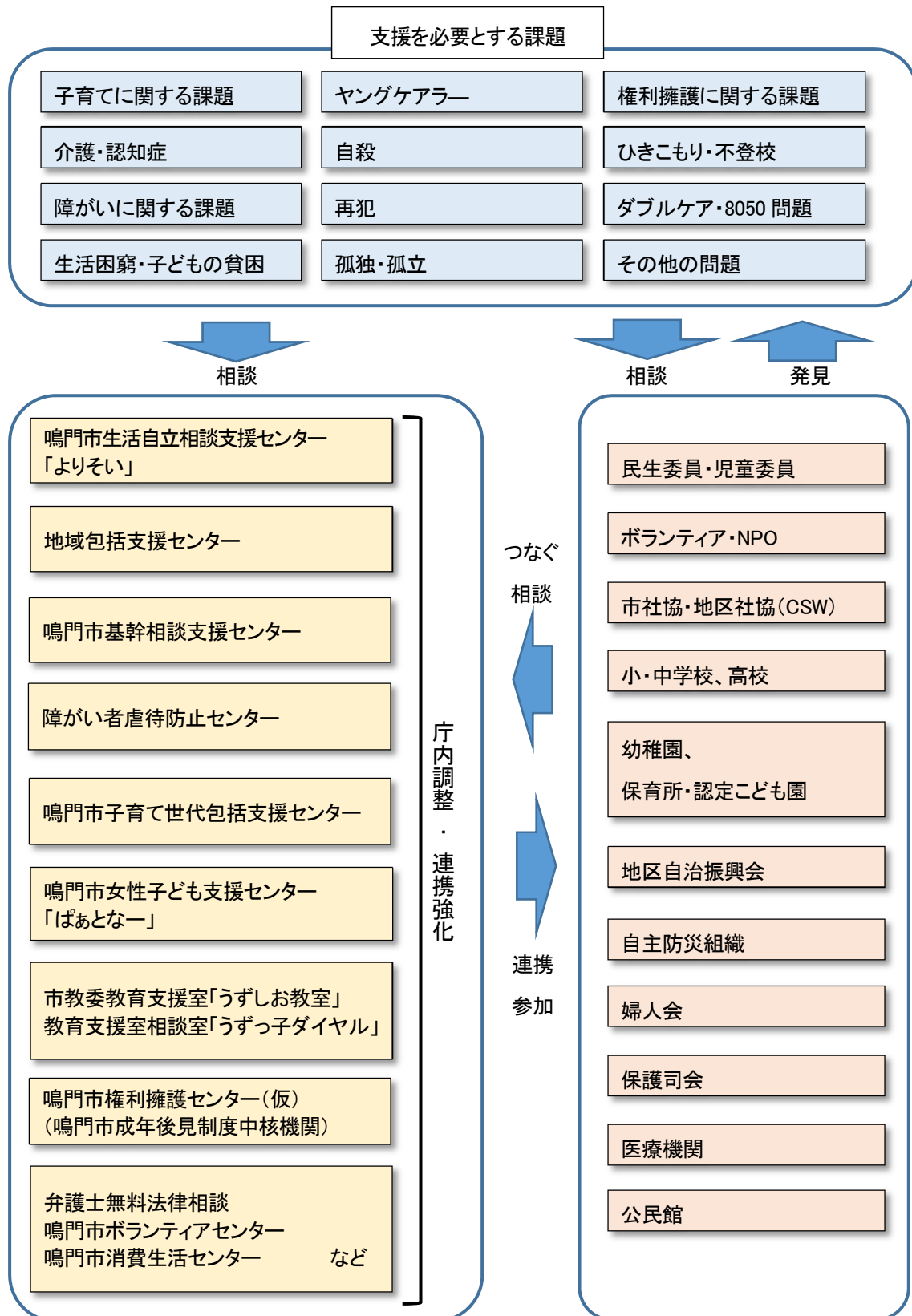
### ■施策6 相談支援の取組の強化

介護と育児が同時期に発生しているダブルケア問題や高齢の親とひきこもりの子の8050問題等、相談内容は複雑化し、複合的な課題となっています。このような複合多問題に対して、寄り添い型・伴走型の支援を行う鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」や障がいのある人への支援を行う基幹相談支援センター、高齢者への支援を行う地域包括支援センター等とのさらなる連携を進めます。

さらに、各相談支援ネットワークの調整機能の強化などを通して、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者という縦割りの分野を超えて、様々な相談を包括的に受け止め、関係部署や関係機関が一体となって必要な支援を行うことが出来るよう支援体制の整備に取り組みます。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	家族間でのコミュニケーション 各相談機関への相談 地域福祉に関する行政サービスの情報収集など
市社協	福祉の制度・支援事業等の情報発信など 各相談支援ネットワークの調整機能の強化など
市	包括的な支援体制の整備（断らない相談支援体制） 重層的支援体制整備事業の検討

## 鳴門市の多機関の協働による包括的な相談支援体制





---

---

## ●基本目標5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり

### ■施策7 福祉サービスの適切な利用の促進

必要な人が必要な時により良い福祉サービスを受けることができるよう福祉に関する行政サービスの情報の提供、各相談機関と連携した相談体制の確保や支援関係機関間の連携による福祉サービス・施設の適切な利用促進に努めます。

また、高齢者福祉、介護保険、障がい福祉、子育て支援等の各サービスについては、それぞれ個別の計画において推進し、利用者の視点に立った、多様なサービスの充実をめざすとともに利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援体制の充実を進めます。

中心となる取組主体	取組事項
地域・住民	必要な福祉サービスの情報収集など
市社協	相談体制の充実や事業所との連携等 適切な法人運営の実施
市	社会福祉法人などの適切な運営のための相談・指導等 福祉サービス事業者などの情報の周知など

---

---

## ●基本目標6 権利擁護の支援体制づくり

### ■施策8 権利擁護活動の推進

成年後見制度の総合相談窓口となる中核機関は、地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家等と連携し、地域連携ネットワーク運営の中心となり、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を有しています。

中核機関の運営を通して、成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援、苦情解決制度等の支援が必要な人へのサービス利用を図り、権利擁護制度の普及啓発と体制の強化に努めます。

<u>中心となる取組主体</u>	<u>取組事項</u>
地域・住民	権利擁護が必要な方の情報提供など 民生委員などとの連携など
市社協	法人後見制度の活用・周知等 日常生活自立支援事業の推進
市	成年後見制度利用促進、専門機関との連携等 中核機関の運営 成年後見制度利用促進基本計画の推進

---

---

## 【鳴門市成年後見制度利用促進基本計画】

### 1 計画策定の背景

平成12年4月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、判断能力に不安がある方への支援制度として成年後見制度が創設されました。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が進む中、成年後見制度の必要性は高まっていくものと考えられます。

しかしながら、全国的に成年後見制度の利用は少ない状況となっていることから、国においては平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが明示されました。

本市においても、今後高齢者などの増加は進むものと予測され、成年後見制度の利用促進がより一層必要となってくることから「鳴門市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

### 2 成年後見制度について

#### （1）成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、その方（ご本人）の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

##### ●法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があります。

##### ●任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

---

---

## (2) 日常生活自立支援事業

市社協が実施主体となり、判断能力の低下が比較的軽度な人の権利擁護のために実施する事業です。

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がい等により、判断能力が一定程度あるが十分でないことで様々なサービスを適切に利用することが困難な人を対象に、契約に基づく福祉サービスの利用援助を中心とした支援を行っています。

## 3 計画の位置付けなどについて

### (1) 計画の位置付け

本市では、本基本計画を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条第1項「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」や「鳴門市障がい福祉計画」との整合、連携を図り、地域共生社会の実現をめざす「第2期鳴門市地域福祉計画」と一体的に策定します。

### (2) 計画の期間

基本計画の期間は、「第2期鳴門市地域福祉計画」に準ずるものとし、今後、基本計画の見直しに際しては、「第2期鳴門市地域福祉計画」などとの整合性を図り改訂します。

## 4 鳴門市の現況について（再掲）

### (1) 高齢者の状況

本市の人口は減少が続いていますが、65歳以上の人口は増加が続いており、平成29年には19,075人でしたが、令和4年では19,575人となっています。高齢化率も上昇が続いており、平成29年には32.3%でしたが、令和4年では35.6%となっています。

また、要介護（支援）認定者の総数は、平成29年には3,602人でしたが、令和4年では3,724人となっています。令和2年以降、微増しています。

（第2章現状と課題 1人口と世帯数参照）

## (2) 障がい者の状況

知的障がい者は、療育手帳所持者数が平成29年では532人で、以降微増で推移し、令和4年では595人となっています。

精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳所持者数が平成29年で424人、以降増加傾向にあり、令和4年には545人となっています。

(第2章現状と課題 2福祉の状況参照)

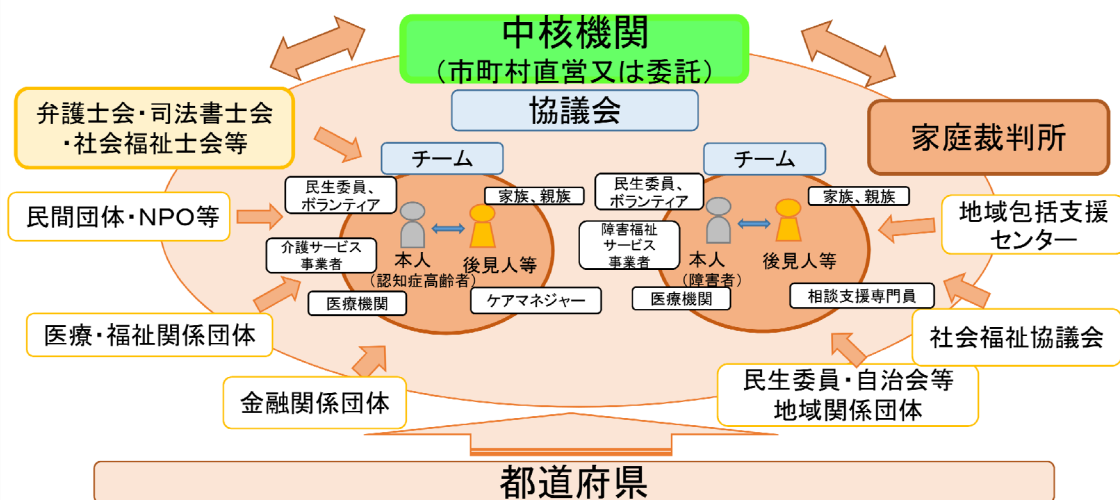
## 5 地域連携ネットワークの構築について

地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談を受け、必要に応じた支援に結びつけるために、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者、法律の専門家等が連携していきます。

中核機関を中心とし、市社協をはじめ、身近な相談機関である基幹相談支援センターや地域包括支援センター等既存の支援の仕組みを活用したネットワークの構築を進めます。

また、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針などについて、家庭裁判所との情報交換・調整等に対応できるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援できる体制を整えていきます。

### ■地域連携ネットワークのイメージ図■



出典：厚生労働省資料

---

---

## 6 中核機関の設置

中核機関とは地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。

本市においては令和3年度に中核機関を設置し、基幹相談支援センター、地域包括支援センターや医療機関等の相談支援機関や法人後見事業を実施している市社協と連携し、成年後見制度の利用促進を図るため、各機能の推進を行っております。

## 7 中核機関の役割

### (1) 広報機能について

成年後見制度の利用を推進するためには、市民などの制度に対する理解が深まり、メリットが実感できる必要があります。このため、成年後見制度の内容について市広報紙や市公式ウェブサイトへ掲載したり、関係相談窓口や相談機関へパンフレットなどを配布するなど、成年後見制度の理解が図られるよう周知啓発に努めます。

### (2) 相談機能について

市民からの成年後見手続きや制度・仕組みに関する相談については、各相談支援機関と連携し、中核機関が中心となり対応します。

成年後見制度の利用に関する相談体制の拡充に取り組むとともに、既存の支援機関や地域ケア会議等の機能を活用しながら、支援を必要とするに人に対して早期の段階からの相談・支援が行えるよう体制を整えます。

### (3) 成年後見制度利用促進機能について

成年後見人等候補者選定については、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断が必要となります。地域連携ネットワークの中で支援の方針や適切な候補者などの検討、申立てにあたっての準備・役割分担等を検討していくとともに、受任者調整などの支援ができるよう市社協や専門職団体と協議を進めます。

また、市民後見人の養成については「権利擁護支援者養成研修」を実施している徳島県社会福祉協議会などと連携し検討を行います。

#### (4) 後見人支援機能について

市長申し立てに関して成年後見人等への報酬助成を行うなど、必要に応じて関係機関と連携し、ケース会議など既存のネットワークを活用しながら、後見人支援に取り組みます。

### 8 成年後見制度利用支援事業

本市では、申立人となりうる親族がないことなどの理由により、制度利用ができない方に対して、成年後見人選任のための市長申立など適切な支援を行います。

また、成年後見制度の利用が必要と認められる方で、生活保護及び生活保護に準ずる経済的な困窮で制度利用ができない高齢者、障がいのある人等に対して、市長申立に限り、審判請求に要する費用及び成年後見人等への報酬助成を行います。

#### ●市長申立

成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の状況を総合的に勘案し、後見等開始の審判請求をする必要があるにもかかわらず、申立を行う親族がない場合には、家庭裁判所に成年後見人選任のための市長申立を行います。

#### ●審判請求費用の助成

生活保護を受けているなど申し立てに係る費用の負担が困難な方を対象に、審判請求に必要な費用を助成します。

#### ●成年後見人等への報酬の助成

生活保護を受けているなど成年後見人等への報酬に係る費用の負担が困難な方を対象に、その全部または一部を助成します。

---

---

## ●基本目標7 次代の地域福祉を担う人材づくり

### ■施策9 福祉人材の育成と確保

地域福祉推進のために、地域を支える担い手の確保・育成として、市社協や市内の学校、関係団体と連携し、小中学生や高校生をはじめ、あらゆる世代を対象とした福祉教育を進めます。

障がいに関する理解啓発を推進するため、子どもの頃から障がいのある人との交流機会を増やし「障がい」や障がいのある人についての理解を促進します。

また、市内ボランティア団体と連携し、ボランティア人材の育成を図ります。

<u>中心となる取組主体</u>	<u>取組事項</u>
地域・住民	ボランティア、福祉活動への参加
市社協	福祉教育推進事業の推進 福祉体験などの出前講座や児童生徒と地域の交流の場づくり等
市	障がいなどに関する理解啓発の推進 小中学生や高校生を対象とした福祉教育の推進など